

## 事業計画等の変更の認可申請の概要

| 申請者 |   | 申請者の概要                            | 主な変更内容   | 変更予定<br>年月日   |                    |
|-----|---|-----------------------------------|--|---|--------------------|
| 北海道 | 1 | 北ガスサービス<br>株式会社<br>代表取締役<br>三浦 政彦 | 設 立：昭和 49 年 4 月 12 日<br>住 所：北海道札幌市中央区北 3<br>条東 7 丁目 360 番地 2<br>資本金：4,600 万円<br>事 業：他に分類されないその他<br>のサービス事業（都市ガ<br>スの検針・回収）、保険代<br>理業、不動産管理業等 | 【信書便約款の変更】<br>・ 1号役務の大きさの変更<br>・ 1号役務及び2号役務の大きさの<br>制限の変更     | 平成 30 年<br>4 月 1 日 |
| 近畿  | 2 | ナイスカンパニ<br>ー有限公司<br>取締役<br>坂本 勝則  | 設 立：平成 6 年 7 月 1 日<br>住 所：大阪府大阪市北区紅梅町<br>1-18<br>資本金：1,000 万円<br>事 業：貨物軽自動車運送業   | 【事業計画、信書便約款及び信書便<br>管理規程の変更】<br>引受け・配達方法の追加、3号役務<br>の料金の引下げ 等 | 平成 30 年<br>3 月 1 日 |

※ 1号役務：長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。

2号役務：信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務。

3号役務：国内において、その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務。